

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応 (2020年3月24日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

- ご承知のように先週土曜日からバンコク・周辺県でデパート等店舗閉鎖の命令が発令され、その後他県もそれに追随していますが、それとは別に**緊急事態宣言が発令されるとの噂**が出ております。緊急事態宣言が発令されますと多くの私権が制限されます。内容について3ページ目にご案内いたします。
- バンコク・周辺県から地方へ戻った労働者は14日の自己観察のための自主隔離が要請されていますが、**地方の工業団地の工場労働者がバンコクから戻った労働者と接触する機会があるかもしれません**ので、自社社員に注意を喚起してください。
- 既にご案内のように3/22からすべての国、地域からの入国に際し、搭乗チェックイン時に①COVID-19陰性の診断書、②医療保険を準備し、③到着後に所定の監視アプリをインストールすることを同意する必要があります。実際、同日以降に日本から日本人がタイへ渡航できたとの事実は確認できておりません。なお、継続的に伝染のある地域は4ページのように拡大しました。また、ソーシャルメディアでは、マレーシアで陰性の診断書を入手して搭乗が許可された外国人がタイ到着後、入国を拒否され搭乗してきた飛行機でマレーシアへ送還されたという話が出ています。
- 3/23から東京、名古屋、大阪のタイ大使館・領事館でのビザ申請時に英文診断書の提出が必要になりましたが、それではCOVID-19検査は不要です。ただし、日本語診断書の場合は英訳し公証、外務省認証が必要です。
- COVID-19に関する法務、労務、税務等の問題について、弊社お客様については無料でメールでのご相談に応じます。ただし、公益のため皆様と共有すべきと判断するご相談内容については、会社、個人等を特定できない形でシェアする場合もございますので予めご了承願います。
- 弊社でも自主的に時差出社やテレワークを一部適用しておりますが、外出禁止令が出ない限り、お客様へのサービス提供は通常通りとなります。万一、弊社担当と連絡が取れない場合、井上もしくは南里宛にご一報いただければ幸いです。

2548年緊急事態での行政管理令

緊急事態宣言（緊急事態令第5-10条）

- 原則、閣議承認により首相が発令。最大3か月有効。
- 首相が下記命令を発令可能。
 - ①一定期間の外出禁止、②不安をもたらす集会の禁止、③社会不安を煽る、誤解させるような報道・情報発信の禁止、④交通機関、車両使用の禁止、⑤建物の使用・立入禁止、⑥指定地域からの市民の退去命令、当該地域への立入禁止

非常事態宣言（緊急事態令第11条）

- 原則、閣議承認により首相が発令。最大3か月有効。
- 首相が**緊急事態宣言の内容に加えて一定の条件下で**下記命令を発令可能。
 - ①通常の手続無しでの逮捕・拘束命令ができる告知の発行、②事情聴取・召喚命令ができる告知の発行、③緊急事態を引き起こす活動で使用する武器、物品、消費財、化学品、その他の押収命令ができる告知の発行、④建物・構築物の検査、取壊し、破壊命令ができる告知の発行、⑤書状、書籍、印刷物、通信等の検査命令、通信手段の一時停止命令ができる告知の発行、⑥特定の行為禁止命令ができる告知の発行、⑦タイ国から出国禁止命令ができる告知の発行、⑧外国人に対し強制出国命令ができる告知の発行、⑨武器、医療機器、物品、消費財、化学品、その他の物品設備の販売、購入、使用、所有の報告、規制命令ができる告知の発行、⑩軍隊に対し行政官、警察官を支援する命令

緊急事態令9,10,11,13条に違反の場合、最高2年の懲役または、最高4万バーツの罰金、あるいは併科

	A.危険地域からの渡航	B. 継続的に伝染のある地域からの渡航	C.その他の地域からの渡航
対象地域 (3/23現在)	中国（香港、澳門含む）、韓国、イタリア、イラン	オーストリア、ベルギー、マレーシア、カナダ、ポルトガル、ブラジル、チェコ、イスラエル、オーストラリア、英国、アイルランド、パキスタン、フィンランド、トルコ、ギリシャ、チリ、ルクセンブルク、ポーランド、エクアドル、スイス、フランス、スペイン、米国、ノルウェー、デンマーク、オランダ、スウェーデン、ドイツ、日本（北海道、東京、愛知、和歌山、神奈川、千葉、沖縄、京都、大阪に限る*）	その他の国、地域
チェックイン時	A.以外は3/22より①COVID-19に罹患していない診断書、②治療費用が10万米ドル以上の保険契約証書、③入国時に監視アプリをインストールする同意		
入国時	①体温測定、②アプリ経由でT.8提出		
入国後	①当局指定ホテルでの14日間強制隔離（実際は渡航者が予約した施設で滞在の様様）②アプリによる定期的な報告③異常があるときは3時間以内の報告	①渡航者が予約したホテル・施設での14日間自主隔離②アプリによる定期的な報告③事前許可のない外出禁止④異常があるときは3時間以内の報告	健康、衛生、体調管理の上、人ごみの場所は避け、加熱された食事を取り、取り分け用のスプーンを使用し、手洗い、マスク着用をしてください。咳、鼻をかむ際には口や鼻を抑えてください。
法的根拠	伝染病法第8,39,40条 3/19付民間航空庁ガイドライン	伝染病法第39条 3/19付民間航空庁ガイドライン	

*成田、羽田、関西、中部の各空港経由の場合、全員が当該地域を通過するので対象に入ると理解しています。